

振り込め詐欺救済法への対応について

豊橋信用金庫は、振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）の施行を踏まえ、振り込め詐欺等により当金庫の口座に犯罪被害資金を振り込んだ方からの照会・相談をお受けいたします。

振り込め詐欺救済法について

振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）は、振り込め詐欺等の犯罪により金融機関の不正利用口座に振り込まれ、滞留している犯罪被害資金を、被害にあった方にお返しすることを骨子とする法律です。

お問い合わせ窓口

名称	豊橋信用金庫 業務部
住所	〒440-8603 豊橋市小畷町 579 番地
電話番号	0532-57-7109
受付時間	月曜日～金曜日（除く祝日、振替休日） 午前 9：00～午後 5：00

犯罪被害資金の失権、分配金支払いのための公告は預金保険機構にて行っています。預金保険機構の公告に関する照会は以下のホームページをご覧ください。

<http://furikomesagi.dic.go.jp/>

決定表の閲覧について

当金庫に被害回復分配金の支払申請書を提出された方（またはその代理人の方）は、当該口座に関する被害回復分配金の額等を記載した「決定表」を閲覧いただけます。

閲覧を希望される場合は、事前に上記「お問い合わせ窓口」までご連絡ください。当金庫より閲覧日時・場所・必要書類等をご案内させていただきます。

閲覧時間	月曜日～金曜日（除く祝日、振替休日） 午前 9：00～午後 5：00
閲覧場所	当金庫本店営業部
必要書類	決定表閲覧請求書、本人確認書類（運転免許証等）、印鑑
閲覧方法	当金庫職員が立ち合わせていただきます。また、閲覧のみで書写、写真撮影等は禁止されております。